

# 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案 概要

## 1 目的(第1条)

- ①私事性的画像記録の提供等の処罰
- ②プロバイダ責任制限法の特例
- ③被害者に対する支援体制の整備 等

個人の名誉・私生活の平穏の侵害による  
被害の発生・拡大を防止

## 2 定義(第2条)

★児童ポルノ禁止法の「児童ポルノ」の定義に倣ったもの

### ● 「私事性的画像記録」(電子情報)・「私事性的画像記録物」(有体物)

=①～③のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(※)に係る記録・物

※本人が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像(アダルトビデオ・グラビア写真等)を除く

- ①性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- ②他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

## 3 罰則(第3条)

### (1) 公表罪

※いずれも親告罪・国民の国外犯处罚

第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、

私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### (2) 公表目的提供罪

(1)の行為をさせる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者

Ex. LINE等によって拡散目的で特定少数者に提供 ⇒1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 4 プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)(第4条)

### 【現状】

◎違法性が明らかな場合など ⇒ガイドラインや契約約款により即時削除

○プロバイダ等が権利侵害を判断できる場合 ⇒即時削除(法3条2項1号により免責)

△プロバイダ等が権利侵害を判断できない場合

⇒①被害者から削除申出→②発信者に対して削除に同意するか照会

→③7日経過しても不同意の申出がない→④削除(法3条2項2号により免責)

▶私事性的画像記録に係る情報の流通による名誉又は私生活の平穏の侵害につき、

③の7日を2日に短縮する特例(被害者死亡の場合には遺族が申出可)

★公職の候補者等に係る特例を参考にしたもの

## 5 支援体制の整備等(第5条・第6条)

### ●支援体制の整備等

- ①被害者が告訴などを言いやすくするために必要な体制の充実
- ②削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実
- ③一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

### ●被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

## 6 その他(附則)

### ●被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討

### ●この法律の見直しに関する検討

# 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案要綱

## 第一 目的

(第一条関係)

この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とすること。

## 第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「私事性的画像記録」とは、1から3までのいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影した者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（第三の一において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影したもの）を除く。二において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。二において同じ。）その他の記録をいうこと。

### 1 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

2 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下2及び3において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部<sup>でん</sup>又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

二 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、一の1から3までのいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいうこと。

### 第三 私事性的画像記録提供等 (第三条関係)

一 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

二　一の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、一と同様とすること。

三　一又は二の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処すること。

四　一から三までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができないこと。

五　一から三までの罪は、刑法第三条（国民の国外犯）の例に従うこと。

#### 第四 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

##### （第四条関係）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第一項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下第四において同じ。）は、特定電気通信（同条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下第四において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。以下第四において同じ。）

に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するためには必要な限度において行われたものである場合であって、次の1から3までのいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じないこと。

- 1 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るものとの流通によつて自己の名誉又は私生活の平穏（以下1において「名誉等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象者（当該撮影対象者が死亡している場合にあつては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）に限る。）から、当該名誉等を侵害したとする情報（以下1及び2において「私事性的画像侵害情報」という。）、名誉等が侵害された旨、名誉等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨（2において「私事性的画像侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置（以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつたとき。
- 2 当該特定電気通信役務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報等を示して当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した

とき。

- 3 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

## 第五 支援体制の整備等

(第五条関係)

国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとすること。

## 第六 被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

(第六条関係)

国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等

を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとすること。

## 第七 その他

### 一 施行期日

(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四は公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

### 二 被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討

(附則第二条関係)

政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

### 三 検討

(附則第三条関係)

この法律の規定については、この法律の施行後三年を日途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

# 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

## （目的）

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第二百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたもの）を除く。次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

### 一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等（性器、肛門<sup>こうもん</sup>又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部<sup>でんぶ</sup>又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

### （私事性的画像記録提供等）

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同

項と同様とする。

- 3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

- 5 第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例）

第四条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。）は、特定電気通信（同条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るもの の流通によつて自己の名譽又は私生活の平穏（以下この号において「名譽等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象者（当該撮影対象者が死亡している場合にあつては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）に限る。）から、当該名譽等を侵害したとする情報（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。）、名譽等が侵害された旨、名譽等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨（次号において「私事性的画像侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置（以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつたとき。

- 二 当該特定電気通信役務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報等を示して当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。
- 三 当該発信者が当該照会を受けた日から一日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

（支援体制の整備等）

**第五条** 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するためには必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発）

**第六条** 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討)

第二条 政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、

検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 理 由

最近における私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案・参照条文

### 第2条関係

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

（定義）

第2条 1・2 （略）

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものとす。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいふ。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

### 第3条関係

○刑法（明治40年法律第45号）

（国民の国外犯）

第3条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一～十一 （略）

十二 第230条（名誉毀損）の罪

十三～十六 （略）

（名誉毀損）

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによつてした場合でなければ、罰しない。

（親告罪）

第232条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 （略）

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

（児童ポルノ所持、提供等）

第7条 1～5 （略）

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法に

より描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7・8 (略)

(国民の国外犯)

第10条 第4条から第6条まで、第7条第1項から第7項まで並びに第8条第1項及び第3項（同条第1項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第3条の例に従う。

#### ○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第231条 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

2 被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

#### 第4条関係

#### ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）

（損害賠償責任の制限）

第3条 (略)

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第4条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から7日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特例）

第3条の2 前条第2項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させない

ための活動に使用する文書図画（以下「特定文書図画」という。）に係るものとの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条第 1 項又は第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 2 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 3 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。以下同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から 2 日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

## 二 (略)

### 附則第 1 条関係

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）改正附則【児童ポルノの画像データの提供等の犯罪化】  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。(ただし書略)

○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）改正附則【公職の候補者等に係る特例の追加】  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。

### 附則第 3 条関係

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）制定附則  
(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 16 年法律第 106 号）制定附則  
(検討)

第 6 条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るために制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況、児童の

権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○刑法（明治40年法律第45号）

（わいせつ物頒布等）

第百七十五条　わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2　有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

（脅迫）

第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（強要）

第二百二十三条　生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

（名誉毀損）

第二百三十条　公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2　死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

（侮辱）

第二百三十一条　事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

（定義）

第二条　1・2　（略）

3　この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一　児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二　他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三　衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等

若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの  
(児童ポルノ所持、提供等)

第七条 (略)

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3～5 (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7・8 (略)

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一～六 (略)

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(罰則)

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。